

再繰延取扱要領の要点について

- 1 繰延要領により貸付料等の繰延の適用を受けた貸付料等が次に掲げる要件のいずれかを満たしている場合は、再繰延の申請をすることができることとしました。
 - ア 設置場所が岩手県、宮城県又は福島県内であること。
 - イ 設置場所を含む地域が当該貸付施設等に係る作目について出荷制限等の措置を受けたこと。
 - ウ 貸付施設等が損傷し、実施要領に基づき機構に事故報告書が提出されていること。(ただし、貸付契約に規定する修理義務を果たしていない場合は、原則として再繰延の対象にはなりません。)
- 2 再繰延の申請は、繰延後の納入期限の前月の末日までに借受団体等及び都道府県を経由してしなければならないこととしました。
- 3 再繰延の対象となる地域内の借受者で繰延対象となる震災以降最初の貸付料を納入し、その後に繰延が必要な状況となった者は、その次に納入期限が到来する貸付料等について繰延要領の定めるところにより繰延の申請をすることができるものとしました。